

石川県公報

平成 23 年 10 月 14 日

第 1 2 4 3 3 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜発行

目 次

告 示		公 告	
医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定 (障害保健福祉課)	3
生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更の届出 (同)	1	身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定を辞退する旨の届出 (同)	3
生活保護法に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の休止の届出 (同)	2	平成23年度地籍調査事業計画の一部変更 (経営対策課)	4
医療扶助のための施術を担当させる者の指定 (同)	2	県道の区域の変更 (道路整備課)	4
医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	2	県道の供用の開始 (同)	4
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の所在地の変更の届出 (同)	2	公 告	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の休止の届出 (同)	2	政府調達に関する協定に係る入札公告 (管財課)	5
医療支援給付のための施術を担当させる者の指定 (同)	3	入札公告 (情報政策課)	6
		大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課)	7
		大規模小売店舗の変更の届出の公告 (同)	11
		肥料登録有効期間更新公告 (農業安全課)	11
		公安委員会	
		石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	12
		猟銃等の取扱いに関する講習会	12
		年少射撃の認定のための講習会	13

告 示

石川県告示第429号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年10月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
かほくワタキュー薬局	河北郡津幡町字潟端421番17	平成23年9月1日
シメノ津幡薬局	河北郡津幡町北中条2丁目20番地	〃

石川県告示第430号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成23年10月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	変更年月日
クスリのアオキ北安田薬局	新 白山市北安田西一丁目50番地	平成23年8月4日
	旧 白山市北安田5街区16番	

石川県告示第431号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を休止した旨の届出があった。

平成23年10月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		休 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団 丹生会	小松市北浅井町り 155番地	国府デイサービスせんた	小松市河田町又54番 地 1	平成23年 8月1日

石川県告示第432号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成23年10月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名 (名 称)	所 在 地	指定年月日
百 井 和 浩 (も も い 接 骨 院)	小松市津波倉町ヲ 1 番 1	平成23年 9 月 1 日

石川県告示第433号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年10月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
かほくワタキュー薬局	河北郡津幡町字潟端421番17	平成23年 9 月 1 日
シメノ津幡薬局	河北郡津幡町北中条 2 丁目20番地	〃

石川県告示第434号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成23年10月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	変更年月日
クスリのアオキ北安田薬局	新 白山市北安田西一丁目50番地	平成23年 8 月 4 日
	旧 白山市北安田 5 街区16番	

石川県告示第435号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を休止した旨の届出があった。

平成23年10月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		休 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団 丹生会	小松市北浅井町り 155番地	国府デイサービスせんた	小松市河田町又54番 地1	平成23年 8月1日

石川県告示第436号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成23年10月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名(名称)	所 在 地	指定年月日
百 井 和 浩 (ももい接骨院)	小松市津波倉町ヲ1番1	平成23年9月1日

石川県告示第437号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、診断を担当する医師として次のとおり指定した。

平成23年10月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

診療科目	医療機関の名称	所 在 地	医師氏名	指定年月日
整形外科	やわたメディカルセンター	小松市八幡イ12番地7	村尾 匡	平成23年10月6日
内 科	加 賀 温 泉 病 院	加賀市直下町ヲ91番地	能村 幸司	〃
〃	久 藤 総 合 病 院	加賀市大聖寺永町イ17番地	〃	〃
〃	芳 珠 記 念 病 院	能美市緑ヶ丘11丁目71番地	宇野 欣秀	〃
耳鼻咽喉科	〃	〃	中西 清香	〃
眼 科	金 沢 医 科 大 学 病 院	河北郡内灘町大学1丁目1番地	久保 江里	〃
耳鼻咽喉科	〃	〃	三輪 高喜	〃
〃	〃	〃	志賀 英明	〃
〃	市 立 輪 島 病 院	輪島市山岸町は1番地1	中西 清香	〃

石川県告示第438号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師から、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があった。

平成23年10月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

診療科目	医療機関の名称	所 在 地	医師氏名	辞退年月日
内 科	恵 寿 総 合 病 院	七尾市富岡町94番地	上田 章人	平成19年7月31日
整形外科	やわたメディカルセンター	小松市八幡イ12番地7	中谷 藤房	平成20年2月29日
〃	〃	〃	安藤 智成	平成18年3月31日
耳鼻咽喉科	〃	〃	大浦 一子	平成22年5月24日

整形外科	"	"	池淵 公博	平成23年 3月31日
内科	加賀市民病院	加賀市大聖寺八間道65	早稲田洋平	平成23年 8月31日

石川県告示第439号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により定めた平成23年度地籍調査事業計画の一部を次のとおり変更した。

平成23年10月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 変更の内容

調査を行う者の名称	変更前後別	調査地域	調査期間
中能登町	変更前	中能登町のうち藤井・小田中地区、西馬場地区、良川地区、久江地区、久江地区及び久江地区	平成23年4月15日から平成24年3月30日まで
	変更後	中能登町のうち藤井・小田中地区・西馬場地区・良川地区・久江地区及び能登部地区	平成23年4月15日から平成24年3月30日まで（藤井・小田中地区、西馬場地区、良川地区及び能登部地区にあっては、平成23年10月14日から平成24年3月30日まで）

2 変更年月日

平成23年10月14日

石川県告示第440号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成23年10月14日から同月28日まで縦覧に供する。

平成23年10月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
野々市 鶴来線	白山市道法寺町二20番11地先から	旧	11.10～11.60	136.5	石川土木 総合事務所 維持管理課
	白山市道法寺町二14番4地先まで	新	11.10～14.10	136.5	

石川県告示第441号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成23年10月14日から同月28日まで縦覧に供する。

平成23年10月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
鶴来美川 インター線	白山市知気寺町152番地先から 白山市知気寺町ち67番1地先まで	平成23年10月14日	石川土木 総合事務所 維持管理課

公 告

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成23年10月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

石川県土砂災害情報システム機器 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成24年3月26日

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成23年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成23年石川県告示第164号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

3 入札者に要求される義務

入札者は、当該調達物品を確実に納入できることを証明する書類を平成23年11月17日（木）までに4(1)の場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒920 - 8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076 - 225 - 1262

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成23年12月1日（木）午前11時（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)とする。）

(4) 開札の日時及び場所

平成23年12月1日（木）午後2時 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった

者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Erosion and Sediment-related Disaster Information System of Ishikawa Prefecture 1 set

(2) Delivery date

By 26 March 2012

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

11:00 a.m. 1 December 2011

(5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920 - 8580 Japan TEL (076) 225 - 1262

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成23年10月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

奥能登行政センター情報通信基盤ネットワーク機器 借上げ 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 借上期間

平成24年1月1日から平成28年12月31日まで

(4) 納入場所

別途指定する場所

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成23年度において競争入札参加資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

4 契約の条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒920 - 8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県企画振興部情報政策課ネットワーク管理担当

電話番号 076 - 225 - 1322 F A X 番号 076 - 225 - 1328

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所において交付

- (3) 入札説明書の交付期間

平成23年10月14日(金)から同月21日(金)までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

5 入札の日時及び場所

平成23年10月26日(水)午前11時

〒920 - 8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県庁行政庁舎 11階 1111会議室(入札後、即時開札する。)

6 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札説明書、仕様書及び契約書案を熟覧の上、入札しなければならない。
(2) 入札参加者は、金額を示した見積内訳書を持参しなければならない。提出を求めることがある。
(3) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

7 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (5) 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

- (6) その他

詳細は、入札説明書による。

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べる事ができる。

平成23年10月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

金沢駅高架下開発ビルAブロック

金沢市木ノ新保町1番1号

- 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 金沢市広岡町口1番地

(変更後) 金沢市木ノ新保町1番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名

(変更前) 金沢ターミナル開発株式会社

代表取締役社長 太田 渾

金沢市広岡町口1番地

(変更後) 金沢ターミナル開発株式会社

代表取締役社長 西村 重雄

金沢市木ノ新保町1番1号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ヤマカ水産株式会社

代表取締役 紙谷 一成

金沢市下近江町30-1

ほか57者

(変更後) ヤマカ水産株式会社

代表取締役 紙谷 一成

金沢市下近江町30-1

ほか58者

3 変更の年月日

平成23年10月6日

4 変更する理由

(1) 住居表示の変更のため

(2) 住居表示の変更及び役員改選のため

(3) 役員改選及び小売店舗の退店及び新規出店のため

5 届出年月日

平成23年10月6日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市産業局商業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成23年10月14日から平成24年2月14日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先

平成24年2月14日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

金沢駅高架下開発ビルBブロック

金沢市木ノ新保町1番1号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 金沢市広岡町口1番地

(変更後) 金沢市木ノ新保町1番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名

(変更前) 金沢ターミナル開発株式会社

代表取締役社長 太田 渾

金沢市広岡町口1番地

(変更後) 金沢ターミナル開発株式会社

代表取締役社長 西村 重雄

金沢市木ノ新保町1番1号

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社エーデルワイス

代表取締役 比屋根 祥行

兵庫県神戸市中央区北長狭通1-10-6

ほか30者

(変更後) 株式会社シュガー・マトリックス

代表取締役 東 紗千子

東京都渋谷区恵比寿南3-9-23

ほか31者

3 変更の年月日

平成23年3月3日

4 変更する理由

- (1) 住居表示の変更のため
- (2) 住居表示の変更及び役員改選のため
- (3) 役員改選及び小売店舗の退店及び新規出店のため

5 届出年月日

平成23年10月6日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市産業局商業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成23年10月14日から平成24年2月14日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先

平成24年2月14日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

金沢駅高架下開発ビルCブロック

金沢市木ノ新保町1番1号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 金沢市広岡町口1番地

(変更後) 金沢市木ノ新保町1番1号

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名

(変更前) 金沢ターミナル開発株式会社

代表取締役社長 太田 渾

金沢市広岡町口1番地

(変更後) 金沢ターミナル開発株式会社

代表取締役社長 西村 重雄

金沢市木ノ新保町1番1号

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 金沢ターミナル開発株式会社

代表取締役社長 太田 渾

金沢市広岡町口1番地

ほか5者

(変更後) 株式会社エル

代表取締役 坂本 真也

東京都武蔵野市吉祥寺本町2-14-5

ほか8者

3 変更の年月日

平成23年3月3日

4 変更する理由

- (1) 住居表示の変更のため
- (2) 住居表示の変更及び役員改選のため
- (3) 役員改選及び小売店舗の退店及び新規出店のため

5 届出年月日

平成23年10月6日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市産業局商業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成23年10月14日から平成24年2月14日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先

平成24年2月14日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

金沢駅西口ビル

金沢市広岡1丁目7番1号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 金沢市広岡1丁目702ほか3筆

(変更後) 金沢市広岡1丁目7番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名

(変更前) 金沢ターミナル開発株式会社

代表取締役社長 太田 渾

金沢市広岡町口1番地

(変更後) 金沢ターミナル開発株式会社

代表取締役社長 西村 重雄

金沢市木ノ新保町1番1号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 金沢ターミナル開発株式会社

代表取締役社長 太田 渾

金沢市広岡町口1番地

ほか

(変更後) 株式会社ジェイアールサービスネット金沢

代表取締役 彦谷 幸雄

金沢市日吉町7-4

ほか10者

3 変更の年月日

平成23年10月6日

4 変更する理由

- (1) 土地番号から住居番号に表示を変更するため
- (2) 住居表示の変更及び役員改選のため
- (3) 退店及び新規出店のため

- 5 届出年月日
平成23年10月6日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市産業局商業振興課
- 7 届出等の縦覧期間
平成23年10月14日から平成24年2月14日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先
平成24年2月14日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成23年10月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
金沢駅西口ビル
金沢市広岡1丁目7番1号
- 2 変更しようとする事項
駐輪場の位置
- 3 変更する年月日
平成23年11月1日
- 4 変更する理由
北陸新幹線工事着手に伴う支障のための移転。
- 5 届出年月日
平成23年10月6日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市産業局商業振興課
- 7 届出等の縦覧期間
平成23年10月14日から平成24年2月14日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先
平成24年2月14日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

肥料登録有効期間更新公告

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成23年10月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	その他の規格	生産業者の名称及び住所	登録の有効期限
石川県 第207号	混合石灰肥料	陸王ミネラ	アルカリ分 40.0% く溶性苦土 4.0%	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	グリーン産業有限会社 白山市鶴来水戸町 ネ80番地	平成29年 10月18日

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第107号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。
平成23年10月14日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第11（最高速度の指定）松任警察署管内の表113を次のように改める。

113	市道 A 145、 A 108 号線	白山市相木町168番地先から 白山市相木町1446番地先まで	約 1,990 メートル	毎時 40キロ メートル	終日	車両（原動機付 自転車及びけん 引を除く。）
-----	-----------------------	-----------------------------------	-----------------	--------------------	----	------------------------------

別表第18（駐車禁止）松任警察署管内の表76を次のように改める。

76	市道 A 145、 A 108 号線	白山市相木町168番地先から 白山市宮永市町108番地先まで	約 840 メートル	終日	車両
----	-----------------------	-----------------------------------	---------------	----	----

猟銃等の取扱いに関する講習会

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の規定により平成24年中の猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催します。

平成23年10月14日

石 川 県 公 安 委 員 会

1 講習会開催の日時及び場所

(1) 初心者講習会

月別	開 催 日 時	開 催 場 所
4月	25日（水）午前9時30分から午後4時30分まで	金沢市鞍月1丁目1番地 警察本部庁舎 3階302会議室
6月	13日（水）	〃
8月	22日（水）	〃
10月	10日（水）	〃

(2) 経験者講習会

月別	開 催 日 時	開 催 場 所
1月	20日（金）午後1時から午後3時30分まで	金沢市鞍月1丁目1番地 警察本部庁舎 3階302会議室
2月	17日（金）	〃
3月	16日（金）	〃
4月	11日（水）	小松市上小松町乙163番地1 小松警察署 4階会議室
	13日（金）	警察本部庁舎 3階302会議室

5月	9日(水)	"	七尾市藤橋町亥部45番地の1 七尾警察署 1階講習室
	13日(日)	"	警察本部庁舎 3階302会議室
6月	6日(水)	"	小松警察署 4階会議室
	15日(金)	"	警察本部庁舎 3階302会議室
7月	11日(水)	"	七尾警察署 1階講習室
	13日(金)	"	警察本部庁舎 3階302会議室
8月	8日(水)	"	小松警察署 4階会議室
	10日(金)	"	警察本部庁舎 3階302会議室
9月	12日(水)	"	七尾警察署 1階講習室
	14日(金)	"	警察本部庁舎 3階302会議室
10月	14日(日)	"	"
	17日(水)	"	小松警察署 4階会議室
11月	14日(水)	"	七尾警察署 1階講習室
	16日(金)	"	警察本部庁舎 3階302会議室
12月	14日(金)	"	"

2 講習会の受講申込及び手数料

- (1) 受講希望者は希望講習日の7日前までに住所地を管轄する警察署へ講習受講申込書2通、写真2枚と受講手数料を添えてお申込み下さい。
- (2) 手数料は、石川県証紙で、初心者講習会受講の方は6,800円、経験者講習会受講の方は3,000円です。

3 講習会の内容と時間

- (1) 初心者講習会は、法令及び銃の保管取扱いの講習を行い、終了後の考査を含め、合計6時間かかります。
- (2) 経験者講習会は、法令及び銃の取扱い関係の講習を行い、合計2時間30分かかります。

年少射撃の認定のための講習会

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第9条の14の規定による年少射撃資格認定のための講習会を次のとおり開催します。

平成23年10月14日

石 川 県 公 安 委 員 会

1 講習会開催の日時及び場所

- (1) 開催日時
平成23年10月28日(金) 午前9時30分から午後4時まで
- (2) 開催場所
金沢市鞍月1丁目1番地
警察本部庁舎 5階 501会議室
- (3) 受講定員
10名

2 講習会の受講申込み及び手数料

- (1) 受講希望者は、10月21日(金)までに、住所地を管轄する警察署へ年少射撃資格講習受講申込書2通、写真2枚と受講手数料を添えてお申し込み下さい。
- (2) 手数料は、石川県証紙で、9,700円です。

3 講習会の内容と時間

講習会は、空気銃の所持に関する法令及び空気銃の使用方法についての講習を行い、終了後の考査を含め合計5時間かかります。

